

公告 第673号

組合規程の一部変更について

令和2年8月31日付SCSK健発第330号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和2年9月3日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

■変更する規程

- ・インフルエンザ予防接種補助金支給規程

以上

インフルエンザ予防接種補助金支給規程
新旧条文対照表

新	旧
<p>「略」 (支給申請手続き)</p> <p>第5条 補助金を請求しようとする者は、<u>以下のいずれかの方法</u>により毎年度組合が定める期間内に手続きを行わなければならない。</p> <p><u>(1) 届出用紙による申請の場合</u></p> <p><u>次の書類を組合に提出するものとする。</u></p> <p>①インフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書</p> <p>②インフルエンザ予防接種の受診費用であることが明記された受診者宛ての医療機関が発行する領収書原本</p> <p><u>(2) 電子申請の場合</u></p> <p><u>健康ポータルサイト PepUp に (1) (2)の画像を添付の上、申請を行うものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この規程の改正は令和2年9月1日から施行する。</p>	<p>「略」 (支給申請手続き)</p> <p>第5条 補助金を請求しようとする者は、毎年度組合が定める期間内に次の書類を組合に提出しなければならない。</p> <p>①インフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書</p> <p>②インフルエンザ予防接種の受診費用であることが明記された受診者宛ての医療機関が発行する領収書原本</p>